

吸収分割に係る事後開示書面

HPP ホールディングス株式会社

ダイセル株式会社

2026年4月1日

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社/会社法791条1項及び会社法施行規則189条に基づく事後備置書面)

(承継会社/会社法801条3項2号及び会社法施行規則201条に基づく事後備置書面)

(分割会社) 東京都港区港南2丁目18番1号
HPPホールディングス株式会社
代表取締役社長 後藤 啓介

(承継会社) 大阪市北区大深町3番1号
ダイセル株式会社
代表取締役社長 榊 康裕

HPPホールディングス株式会社(ポリプラスチック株式会社から2026年4月1日付で商号変更。以下「HPP」という。)及びダイセル株式会社(以下「ダイセル」という。)は、2026年1月15日付吸収分割契約に基づき、2026年4月1日をもって、ダイセルがHPPの全事業(ただし、HPPが保有する子会社及び関連会社の株式に関する保有及び管理事業を除き、以下「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を吸収分割により承継(以下「本件吸収分割」という。)いたしました。

よって、会社法791条1項、801条1項等の法令の定めに従い、後記のとおり本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、承継会社であるダイセルにおいては、会社法796条2項に規定する簡易分割、分割会社であるHPPにおいては、会社法784条1項に規定する略式分割となるため、いずれも株主総会の承認を得ずに行ったものであります。

記

1 本件吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2 分割会社における債権者保護手続等に関する手続の経過

(1) 株主の差止請求(会社法784条の2)

会社法784条の2の規定により、分割会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法785条)

株主が会社法784条1項本文に規定する分割会社の特別支配会社に該当する場合のため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続(会社法787条)

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続（会社法789条）

分割会社は、会社法789条2項の規定に基づき、2026年2月13日、官報及び電子公告において債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに会社法789条1項に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

3 承継会社における債権者保護手続等に関する手続の経過

(1) 吸収分割反対通知（会社法796条）

承継会社は、会社法797条4項1号の規定に基づき、2026年2月13日に株主に対して電子公告にて公告を行いました。同法796条3項の吸収分割反対通知をした株主はおりませんでした。

(2) 株主の差止請求（会社法796条の2）

本件吸収分割は、会社法796条2項に規定する簡易分割に該当する場合のため、該当事項はありません。

(3) 反対株主の株式買取請求手続（会社法797条）

本件吸収分割は、会社法796条2項に規定する簡易分割に該当する場合のため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続（会社法799条）

承継会社は、会社法799条2項の規定に基づき、2026年2月13日、官報及び電子公告において債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに会社法799条1項に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の事業のうち、吸収分割契約書別紙承継権利義務明細記載の本件事業に係る資産、負債、契約その他これに付随する権利義務を承継しました。

なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：83,215 百万円（概算）

承継負債の額：83,215 百万円（概算）

5 本件吸収分割に係る変更登記をした日

本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日から2週間以内に行う予定です。

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上